

医師、看護師等の免許申請時における障害者に対する合理的配慮に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年二月二十日

川田龍平

参議院議長 伊達忠一殿



医師、看護師等の免許申請時における障害者に対する合理的配慮に関する質問主意書

医師、看護師等の免許申請時における障害者に対する合理的配慮に関して、私が二〇一六年十一月十七日の参議院厚生労働委員会で取り上げたところ、厚生労働省は二〇一七年一月に医師、看護師等の免許申請時に提出する診断書の様式の変更を行った。

しかし、看護六法平成二十九年版において当該診断書の様式が更新されなかったため、当該診断書の様式が変更された旨の周知の更なる徹底のため、過去に行われた診断書の様式変更の際と同様に医政局長通知を出すべきではないかと、私は二〇一七年四月二十日の参議院厚生労働委員会で再び取り上げたところである。

ところが、現時点においてまだその医政局長通知が出ておらず、このままでは本年三月発行予定の看護六法平成三十年版においても当該診断書の様式を現行のものに差し替えて掲載することができないと看護六法の出版社が判断していると聞いている。

一 当該診断書の様式を変更したにもかかわらず、その変更が二年連続して看護六法に反映されないのは、行政の不作為に原因があると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

二 当該診断書の様式が変更された旨の周知徹底のため、早急に医政局長通知を出すべきと考えるが、いつ頃出す予定か。

右質問する。